プラテーア＝ひろば

PLATEA

2023.1.1　第71号

たかさき・渡部法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル新館7F

霧氷の小清水

新年あけまして おめでとうございます

映画「わが青春つきるとも―伊藤千代子の生涯―」は、昨年4月から、全国上映運動が開始された。

戦前、反戦、自由、平等、民主主義を求め、治安維持法により弾圧され24歳の若さで「獄死」した伊藤千代子の生涯を描いた映画。これまで女性の活動家に光をあてた映画はなく、桂荘三郎監督は、原作者の藤田廣登氏に、ジェンダーの視点で女性を主人公にした映画を撮りたいと語った。

千代子は、長野県諏訪で生まれ、諏訪高女に共に進学した平林たい子（作家）が「表の人」と呼ばれたのに対し、地味で目立たない千代子は「影の人」と呼ばれた。代用教員になり、弁当もない貧困家庭の子に自らの弁当を分けながら社会の現実を知り、貧困や弱い立場の人に寄り添った。東京女子大入学後、社会科学研究会で、人民が主人公の社会が歴史の必然と学び、社会変革の運動に身を捧げた。影の人であった千代子はこの時から明るく笑顔の絶えない「表の人」となって生き生きと活動した。諏訪高女時代の恩師で歌人の土屋文明は、後に「こころざしつつ　たふれし少女よ　新しき光の中に置きて思わむ」と歌った。東京女子大安井てつ学長は、特高に対し「思想は個人の自由です」と対峙した。後輩で野呂榮太郎と結婚する塩澤富美子等、短い生涯だが、千代子は優しく誠実で「芯」のある人間性ゆえに、支えてくれる人々に恵まれた。獄中で夫の変節を知ったが、志をまげることはなく「獄死」した。

戦争を知らない世代が多数を占める今だからこそ、この映画を通じ、戦争がいかに悲惨で残酷で未来を奪うものか真実を知り、二度と戦争を繰り返させないために、平和と民主主義のために命をかけて闘い抜いた千代子の志と生きざまを大きな「道しるべ」とし、千代子に応え、歩み続ける年としたい。

二〇二三年　元旦

弁護士　高崎　裕子

◆―新年は1月10日（火）より業務を開始します。

弁護士
高崎　暢

タガの外れた国の安全保障。政府は「敵基地攻撃」能力の保有を認めた。相手国の攻撃着手の判断を誤れば、憲法上禁止され、国際法違反の先制攻撃となる。集団的自衛権行使では先制攻撃そのもの。

戦後、政府も認めてきた専守防衛から大きくかけ離れてしまう。ヒットラーも大日本国帝国も「自衛」の名で先制攻撃に走り、そして滅びた。

軍事費も5年間43兆円の規模になり、負担は「国民の責任」と明言。再び、「血を流せ、金も出せ」という時代になるのか。暗澹たる気持ちになる。

国の進路にかかわる重大な転換に、危機感を煽るだけで、国民的議論もない。安保法制の制定状況と同じく立憲主義を踏みにじるもの。

憲法9条の骨抜きをやめさせよう。日本の安全を損なう自滅の道を止めよう。

憲法を守り抜いたと、後年評価される一年にしたい。

弁護士
高崎　裕子

美瑛町「拓真館」で写真家前田真三さんの生誕１００年展が開かれ、昨年、久しぶりに訪れた。拓真館のリニューアル等のため家族で移住した孫でアートディレクター・写真家の前田景さんとお会いし、20年以上前に前田さんと対談させて頂いた時の思い出話が弾んだ。商社マンの前田さんは、事前相談もなく一片の辞令で転勤を命じられたのを機に退社。45歳で写真家として人生を再出発。風景で1番大事なのは明るさ、しゃれた感じと強調。当時、写真家は自分の描いた景色をじっと待つのが主流。しかし、前田さんは「出たとこ勝負」。自然はどんどん素材を提供してくれる。受け止める心と攻めること。目と心が大事と言われた。そして、経済優先で疲れた人に心の安らぎを与えたいと。笑顔の暖かい前田さんがお孫さんの手でリニューアルする拓真館を心待ちにしていることでしょう。

弁護士
渡部　敏広

昨年は、愛知県に新しくできたジブリパークに行ってきました。「耳をすませば」のアンティークのからくり時計、「となりのトトロ」のサツキとメイの家やネコバス、「天空の城ラピュタ」のロボット兵など、大好きなジブリの世界がそこにありました。子どもの頃からジブリファンである自分にとっては、まさに夢の国でした。その中で、「借りぐらしのアリエッティ」をテーマに、自身が小人のサイズになったら、を体感できるエリアがあり、普段何気なく目にしているものが、小人にとっては迫力があったり美しかったり怖かったりということが実感できて、とても面白かったです。物事を検討するときに、異なる視点に立って具体的に考える想像力の大切さを学べた気がします。

弁護士
遠藤　正大

昨年で弁護士登録して3年が経ちました。ちょうど私が弁護士になったタイミングで新型コロナウイルスの流行が始まり、私の弁護士生活は常にコロナウイルスと共にあったような気がします。

当初、感染防止のため、行動制限やイベント自粛が強く求められ、私生活は大幅に制限されていましたが、次第に感染対策を行いながら、多くの人が集まるイベントも開催できるようになってきました。個人的にも、昨年は、久々に札幌大通のビアガーデンに行ったり、好きなアーティストのライブに参加したりすることができました。

仕事の面においても、3年間のうちに知識や経験が徐々に増えて、弁護士1年目の頃よりも取り組める仕事の幅が広がってきたと思います。

「石の上にも三年」という言葉がありますが、何事も辛抱強く続けていれば、いずれ好転していくということをしみじみと感じるこの頃です。

弁護士
西山　雄

早くも弁護士登録から2年が経過しました。

1年目、2年目ともに目の前のやることに追われながらだったので、あっという間に時間が過ぎていきました。

そろそろ「弁護士」という仕事にも慣れてくる頃でもありますので、その「慣れ」によって失敗をしないよう、気を付けながら精進していきたいと思います。

また、私事ではありますが、今年3月に結婚することになりました。

私だけの人生ではなくなるので、より一層、頑張っていきます。

そして、結婚式も控えているので、身体もできるだけ絞って、良い写真を残せるようにするとともに、色々な数値も気になってきているので、健康にも気を付けることを検討しております。

今後ともよろしくお願い致します。

ストーブ訴訟判決、司法はかくも冷たくなるものか

弁護士　高崎　暢

昨年11月30日、壊れたストーブの買い替え費用を臨時支給しないのは憲法25条に反すると訴えた裁判で、札幌地裁は、「買い替え費用は毎月の生活保護費でまかなうべきだ」として原告の請求を棄却した。「生活保護を受けていない家庭でも、買い替えのために家計をやりくりしている」「実際にストーブを購入している」という理由である。

毎月の保護費で賄える額は支給されていない、クレジットやボーナスを利用できる家庭とは比較できない、ストーブ購入のために真冬の3か月間を2週間分の灯油の生活を強いられた事実などは無視された。

生活保護利用者の生活実態を直視せよと訴えたが、本人尋問すら拒否した、冷血な、行政追従の作文（判決）であった。

判決後、「人は本来、助け合って生きる社会的な生き物だと思う。弱いものがより弱くなり死んでいくのは、獣の集団と変わらない」と語った原告の言葉が突き刺さる。

署名活動に感謝し、高裁での支援をお願いする。

「相続」の規定が改正されます。

弁護士　西山　雄

「相続」について、2023年4月1日から、相続開始時から10年経過後は、法定相続分又は指定相続分（遺言によって指定された遺産の相続分）を分割の基準とし、具体的相続分（亡くなるまで介護したなど個別事情を考慮した相続分）を分割の基準としないことが原則的な取扱いになります。

遺産分割がされないまま長期間経過し、再度の相続が生じたり、相続に関する証拠等が散逸したりすることで遺産分割がより困難になり、特に不動産の管理・処分を行う者が不明である状況が続くこととなります。今回の改正は、そのような状況について、解消することを目的としております。

この改正により、施行日前に被相続人が死亡した場合についても改正法が適用されますが、経過措置により相続開始時から10年経過時又は改正法施行時から5年経過時のいずれか遅い時まで遺産分割請求がされた場合には、具体的相続分による分割が可能です。

なお、相続人全員が合意した場合であれば、10年経過後でも具体的相続分による分割も可能です。

このように、今年4月1日から長期間、遺産分割していない場合の原則的な取扱いが変わりますので、経過前や経過後のいずれであっても、お気軽にご相談ください。

若年者の契約トラブルにご注意ください！

弁護士　遠藤　正大

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳と19歳は、これまで親の同意が必要であった契約の締結を親の同意が無くとも行えるようになりました。

これにより18歳と19歳はより自由に社会生活を送れるようになりましたが、同時に未成年者であることを理由に契約を取り消すことができなくなり、契約トラブルに巻き込まれるリスクが高くなりました。社会経験が乏しく判断力が未熟な若年者は、悪徳業者から狙われやすく、消費者被害に遭遇しやすい傾向にあります。特に最近はSNSの普及によりインタネット広告にアクセスして、契約内容をきちんと把握しないまま契約を結んでしまい、トラブルになる事例が多く見受けられます。

18歳になったら、一度結んだ契約は原則として取り消すことができないということを十分に理解して、消費者被害に遭わないようにくれぐれもご注意ください。

事務局一言

一人が育児休業で育児専念中。二人の新人事務局が奮闘してくれています。

終息の見えないコロナウイルス感染、ロシアのウクライナ侵略による戦争の長期化、「聞く耳」が持論の岸田首相の「聞かない耳」への正体暴露、等々世界や社会が混とんとしているなか、政治や社会問題に異議ありの声をあげることない無関心層が増加していることが危惧されてならない。そのつけはいずれ自分に降りかかってくることを肝に銘じて奮闘していきたい。

編集後記

昨年は１年間大変お世話になりました。
2023 年もよろしくお願いします。　（遠藤）

即日相談が好評です

その日のうちに相談を希望される方に、平日午後7時まで、ご相談に応じます。

初回無料相談　初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。2回目以降の相談については、1時間5,500円（税込）です。

休日相談　土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます。

相談受付電話番号 011-261-7738

（平日午前9時15分から午後5時まで）
コロナ対策のため当面午前9時30分から午後4時45分まで
FAX（011-261-7718）は24時間受付
HP : http://www.law-takasaki.com/